

障害などの当事者が考える 差別・配慮について

(第5回)

高次脳機能障害者の会「絆」
私の主人は、平成18年にくも膜下出血を発症し、後遺症で高次脳機能障害になりました。

病気発症から3年後、主人は高次脳機能障害が原因で発語が難しくなっていました。広報で「失語症の会」を知り、入会しました。そこで、面談をしてくださった言語聴覚士の先生に身体障害者手帳の存在を教わり、手帳を取るために医師を紹介していただきました。

けるようになりまし。今は手帳やヘルプカードを日ごろから所持し、いつでも提示できるようにしています。高次脳機能障害は見た目では分かりづらく障害も多種多様で、対応の仕方もさまざまです。話し掛けられたとき、名前を言っても住所・電話番号は言えないこともあり。ある時には、電車の中で隣の人に本人から話し掛けておきながら突然怒り出したり、目的の駅でなくても急に降りたかと思えば、すぐに次の電車に乗ったりするなど、家族でも想定外のことがよく起こります。

9月は 障害者雇用支援月間です

第17回障害者雇用促進パネル展

市では、障害者雇用についての理解と協力を深めるために毎年、パネル展を開催しています。障害のある方の就労に向けた取り組みや地域の事業所で働く様子を紹介します。

【日時】9月7日(水)～9日(金)のいずれも午前9時～午後4時(7日は午前11時から)

【会場】市役所1階屋内ひろば・市民プラザホール

障害者就労相談コーナー

パネル展の最終日に、就労相談コーナーを設けます。障害者就労支援室のスタッフが就労に関する相談を受け付けます。気軽にご利用ください。

【日時】9月9日(金) 午前10時～午後4時

【会場】市民プラザホール

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747 または各就労支援室へ。

障害者就労支援室

障害のある方からの一般就労に関する相談や、障害者雇用の検討している事業主からの相談を受け、支援を行っています。

名称	所在地・電話番号	主な対象者
就労支援室「さいわい」	幸町3-9-28、さいわい福祉センター内 ☎477・3100、 ファクス477・2750	身体障害者 知的障害者
就労支援室「あおぞら」	幸町3-7-7、 ロワ・ヴェール6号館101号 ☎476・2625 (ファクス同)	精神障害者

第3回市議会定例会を9月1日(木)から開催します

28年第3回市議会定例会が9月1日(木)～21日(水)の日程で開催の予定です。一般質問が5日(月)～8日(木)、常任委員会が12日(月)～13日(火)、予算特別委員会が14日(水)の予定です。詳しくは議事事務局 ☎470・7789へ。

新しいマル乳・マル子医療証を 交付します

市で27年分の所得状況が確認できる方および医療証の現況届を提出した方には、10月1日(土)から使用する乳幼児医療費助成(マル乳・義務教育就学児医療費助成(マル子)の新しい医療証(若草色)を9月末までに郵送します。

現在使用中の医療証(淡いオレンジ色)は、10月3日(月)以降に児童青少年課(市役所2階)へ返却してください。なお、市に所得情報がない方で、児童手当または医療証の現況届が未提出の方は医療証の交付が受けられなくなり、至急提出してください。

◎所得超過について
マル子には所得制限があります。28年度から所得超過により資格が消滅する方には、受給資格喪失通知書を9月末までに郵送します。

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1,000円
5人	812万円	1,042万1,000円

※収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額です。判定は所得額で行い、収入額は換算します。
※所得制限額に加入するに増える金額は、
◎老人扶養親族1人につき6万円
◎6人目以降の親族1人につき3万円
◎所得額から控除できる金額
◎社会保険料相当額 一律8万円
◎障害者控除額 小規模企業共済等掛金控除額(特別) 40万円
◎寡婦控除額(夫) 控除額(特別) 35万円
◎勤労学生控除額 27万円

障害者サービス

日中一時支援事業・移動支援事業の利用手続きについて

現在、10月以降の日中一時支援と移動支援事業の利用申し込みを受け付けています。すでに利用している方には継続の書類を発送していますが、新たに利用を希望する方は身体・知的・精神障害者の手帳など認め印を持参し、障害福祉課(市役所1階)で手続きをしてください。利用期間は、申請日から最初に到達する9月30日までです(継続可)。

日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者・児を日常的に介護している家族が、疾病(冠婚葬祭、レスパイト(一時的な休息、就労などの理由で、障害者・児の見守りなどの支援が必要)になったとき、一時的に預か

り、日中活動の支援を行うものです。さいわい福祉センターで行う都型ショートステイと併せ、ひと月7日間を上限として利用できます。

移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者・児の外出時の移動を支援するものです。ひと月に利用できる時間は、小学生が10時間、中学生以上

が20時間。7月～9月の夏季期間は、小学～高校生の利用時間を10時間拡大しています。また20歳以上の視覚障害の方は、同行援護サービスを利用できない場合に限り、ひと月30時間まで利用できます。

【対象】身体・知的・精神障害者本人とその配偶者のみの課税状況によって負担額を決定します。

【利用者負担額】1回(8時間以上)の利用につき600円(非課税世帯は半額)

【利用者負担額】30分につき80円(両上肢および両下肢に1級程度の障害のある中学生以上の方は、30分につき150円。非課税世帯は無料)

【対象】小学生以上で、視覚・知的・精神障害の手帳をお持ちの方または両上肢・両下肢に1級程度の障害があり、車いすでの単独移動が困難な方(家族も含む)・補装具(車いす、下肢装具、つえなど)の製作と修理の相談および使用練習、整形外科医師相談

【対象】市内在住の15歳～64歳で、在宅で訓練を継続するための指導を希望する方

【定員】若十名

【募集期間】9月5日(月)～

「機能回復訓練・入浴サービス」

さいわい福祉センターの利用者を募集します

次の①②のいずれも、医療行為を終えて症状が安定し、介護保険によるサービスを受けていない方が対象です。

① 機能回復訓練

【利用期間】10月～29年3月の毎週火曜日

【内容】運動療法個別指導

【対象】小学生以上で、視覚・知的・精神障害の手帳をお持ちの方または両上肢・両下肢に1級程度の障害があり、車いすでの単独移動が困難な方(家族も含む)・補装具(車いす、下肢装具、つえなど)の製作と修理の相談および使用練習、整形外科医師相談

【対象】市内在住の15歳～64歳で、在宅で訓練を継続するための指導を希望する方

【定員】若十名

【募集期間】9月5日(月)～

② 入浴サービス

【対象】家庭での入浴が困難

【利用回数】月2回

【費用】1回600円

申し込みと詳しくは平日の午前9時～午後5時に電話で、さいわい福祉センター ☎477・2711へ。

さいわい福祉センター

点訳講習会(初級)を開催します

点字を基礎から学びたい方を対象に点訳講習会を開催します。受講経験者も歓迎です。

【日程】全6回。10月7日～11月11日の毎週金曜日、午前10時～正午

【会場】さいわい福祉センター

【定員】20人(定員に満たな

い時は中止の場合あり) 講師 飯田三つ男氏
【費用】2700円(教材費、点字練習機、テキスト)
申し込みと詳しくは9月12日(月)～16日(金)の午前9時～午後5時半に電話で、同センター ☎477・2711へ。

マイナンバー(個人番号)カードと 個人番号の通知カードについて

マイナンバー(個人番号)カードの受取期間は、混雑緩和のため、交付通知後1カ月以内と案内していますが、期間経過後も3カ月間程度保管されています。受取期間が経過した方も、市民課(市役所1階)で受け取れます。ただし、すでに市外に転出している方は、受け取れません。また、個人番号の通知カードも引き続き保管していますので、同課で受け取ってください。

【日時】9月25日(日) 午前9時～午後1時

【会場】市民課(市役所1階)

【注意】当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもつて来庁してください。

詳しくは同課住民記録係 ☎470・7722へ。

対象になる場合がありますので、所得制限限度額表(左表参照)を確認の上、9月中旬に申請をしてください。申請書は同課で配布します。

【申請に必要なもの】①対象児童の健康保険証の写し②認め印③28年1月2日以降に東久留米市に転入した方は、28年度所得証明書

詳しくは同課 ☎470・7736へ。

【収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額です。判定は所得額で行い、収入額は換算します。】

【所得制限額に加入するに増える金額は、】

【老人扶養親族1人につき6万円】

【6人目以降の親族1人につき3万円】

【所得額から控除できる金額】

【社会保険料相当額 一律8万円】

【障害者控除額 小規模企業共済等掛金控除額(特別) 40万円】

【寡婦控除額(夫) 控除額(特別) 35万円】

【勤労学生控除額 27万円】